

1 学校の方針

(1) いじめの本質の理解

(定義) いじめ防止対策推進法第二条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「影響を与える行為」は、人が関係を結び集団や組織を作り、社会生活を営むところには常に存在し、「影響を与える行為」が悪用・乱用されることが「いじめ」である。したがって、「いじめ」は、どこにでも、誰にでも起こりうるものである。
- ②いじめは、「どれにでも、誰にでも起こりうるもの」であるが、学びや教育によって、防ぐことも抑止することもできるものである。

(2) いじめに対する学校の姿勢

- ①子どもの「居場所づくり」や「絆づくり」によって、いじめをうまない学校づくりに全力を挙げて取り組む。
- ②常設の組織「生徒指導部会」を中核組織とする。ただし、状況に合わせて学校内外の人的・知的資源を有効に活用した柔軟な「組織」の組み替えもあり得る。
- ③いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを教職員が一人で抱え込まず、全て中核組織である「生徒指導部会」に報告・相談し、組織で対応する。
- ④悩んでいる子どもの気持ちに手をさしのべ、何があっても「守り抜く」「必ず助ける」姿勢を貫く。

(3) 共通理解と意識啓発

- ①毎年、年度初めにその年度の「学校基本方針」の確認を必ず行い、教職員の共通理解を図る。
- ②PDCAサイクルの考え方に従い、「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえて、取組の妥当性を検証する。
- ③「学校基本方針」は、生徒や保護者・地域に対しても情報発信し、意識啓発を図る。「取組評価アンケート」結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信する。

2 いじめ未然防止の取組

(1) 水俣市自立支援事業を核とした取組

ア 目標・・・いじめ未然防止につながる学校づくりと地域の組織づくりを行う。

イ 取組

(ア) いじめの実態把握と相談体制づくり

a アンケート「心の窓」及び「心のアンケート」と教育相談の実施

〈実施方法〉

- ①「心の窓」は年3回、教育相談の1週間前に実施、記名式で実施。「心のアンケート」は年1回、無記名で実施。
- ②教育相談は「心の窓」のアンケートをもとに全員実施する。担任または、生徒が希望した教師が行う。
- ③「心のアンケート」で「いじめがあった」と回答があった場合は、全生徒を対象に教育相談を実施する。

〈実施時期〉

- ①「心の窓」は6月、10月、2月の計3回
- ②「心のアンケート」は12月の計1回

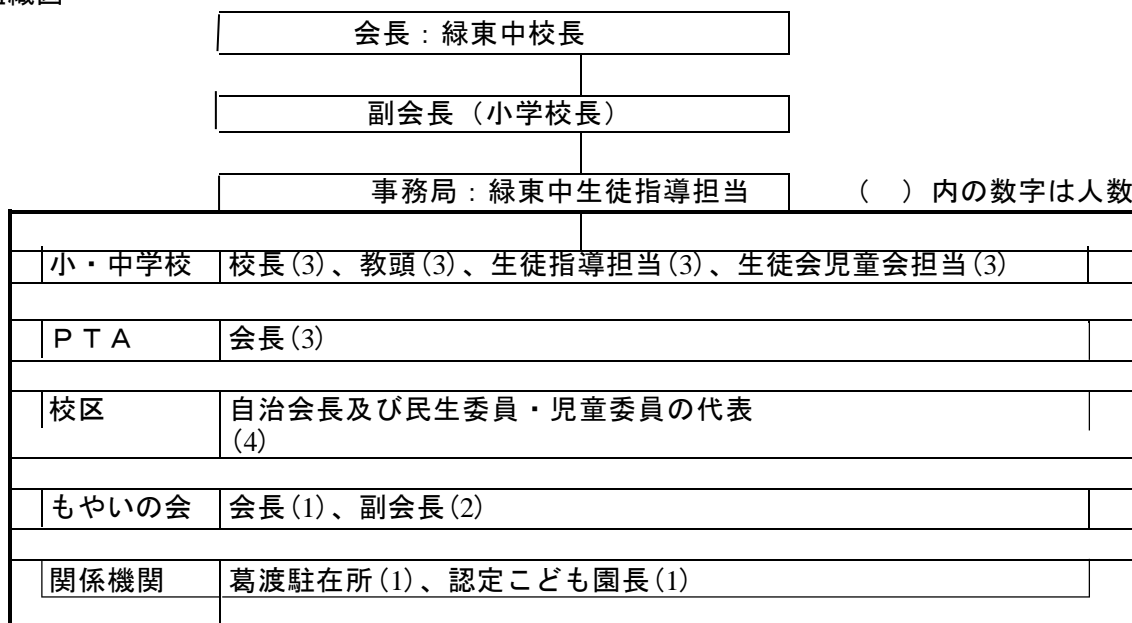
b 生徒会による自立的・自治的活動

(イ) 中学校ブロックいじめ対策委員会の取組

a 目標

いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るために緑東中ブロック「いじめ対策委員会」を設置し、取組の進捗状況等について、情報交換、協議、成果及び課題のとりまとめを行う。

b 組織図



※会長は、緑東中学校長がこれにあたる。
※事務局は、緑東中学校生徒指導担当者がこれにあたる。

c 取組

- ① 緊急の対応を要するいじめ問題等が発生した場合、校長間の協議を経て、事務局に連絡し、臨時会議を招集
- ② 巡回パトロールの定期的実施
- ③ 体育大会や文化祭への協力
- ④ 保護者対象の講演会の実施
- ⑤ 門松づくり協力等

d 協議内容

臨時会議では、次の項目について協議する。

・発生したいじめの詳細について報告を受け、早期解決に向けた方策を検討し、関係機関と連携して解決に努める。

e 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事案への対処

①水俣市教育委員会への報告基準

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 犯罪行為として取り扱われるべき場合
- その他の対応で報告が必要な場合

②いじめ事案の状況により、水俣市教育委員会、警察、S S W、S C、その他の関係機関の出席を求める。

③重大事態の対処については、調査組織の過半数を外部の専門家等とする。

④重大事態の対処については、委員長を外部の専門家に依頼する。

⑤マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を教頭に一本化し、誠実な対応に努める。

(2) 心の教育を核とした取組

ア 高齢者福祉施設との交流

- ①「認知症サポーター養成講座」や「福祉体験学習」による、認知症や高齢者の理解を深め、弱者へのいたわりを体験させる。
- ②職場体験や高齢者福祉施設の行事に参加し、高齢者と昔遊びや歌や踊りで交流し、共に生きることの喜びを感じさせる。

イ 保育実習

- ①保育実習では、共に活動することで違った自分を発見したり、友達の感想や意見から自分自身を振り返るきっかけとする。そのことから、幼児のみならず、身近な人との関係性を進展

させさせたり、地域への視点の広がりにも反映させる。

ウ 人権集会

- ①年間2回（1学期・2学期）実施する。
- ② 教師や外部講師の講話など

エ 人権学習

- ①年間計画に従って、各学年、每学期実施する。

オ 道徳

- ①生命や自然を大切にできる心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、「命を大切にできる心」をはぐくむ指導プログラムの取組を充実させる。
- ②生徒の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用に取り組む。
- ③学校教育活動全体を通じて「熊本の心」を活用する。
- ④道徳の内容など配付資料について家庭へ伝える。

カ 情報モラル教育

- ①技術科、特別活動等で情報安全・情報モラル教育を計画的に実施する。
- ②保護者と連携し、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用を図る。

3 いじめ防止の取組

(1) いじめの早期発見

ア 学級担任

- ①日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②休み時間や放課後の生徒の雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談を活用し、教育相談を行う。
- ④家庭訪問の機会を増やし、日頃から家庭と連携する体制を整える。

イ 生徒指導担当

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ②養護教諭やスクールカウンセラー等による相談、電話相談窓口について周知する。
- ③休み時間や放課後の校内巡視において、生徒の生活する場の異常を確認する。
- ④日頃から地域との連携を密にし、些細なことでも生徒の情報が入りやすい体制を整える。

ウ 養護教諭

- ①生徒と接する機会に、信頼関係の構築に努め、相談しやすい雰囲気作りに心がける。
- ②健康診断等で、不自然な傷、あざ等がないか身体状況を観察する。
- ③保健室を利用する生徒との雑談の中で生徒の様子を観察し、平常と異なる場合は機会を捉えて相談を行う。
- ④スクールカウンセラー等を活用した「ストレス対処教育」を企画し、実施する。

エ 管理職

- ①生徒および保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

(2) いじめへの早期対応

ア 情報を集める

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ②生徒や保護者からの「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③地域住民から通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥得られた情報は確実に記録する。
- ⑦いじめの全体像を把握する。

イ 指導・支援体制を組む

- ①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職で役割を分担）
 - ・いじめられた生徒やいじめた生徒への対応

- ・保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無
- ・些細な兆候であってもいじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

ウ 生徒への指導・支援を行う

(ア) いじめられた生徒に対して

- ① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ② いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ③ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) いじめた生徒に対して

- ① いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ③ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ⑤ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

(ウ) 学級担任等

- ① 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ② 集団づくりを通して、いじめようとする心やいじめへの不安感の克服のために、共に「いじめに負けない」心を育てる。
- ③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ④ はやすなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(エ) 組織

- ① 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ③ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(オ) 保護者と連携する

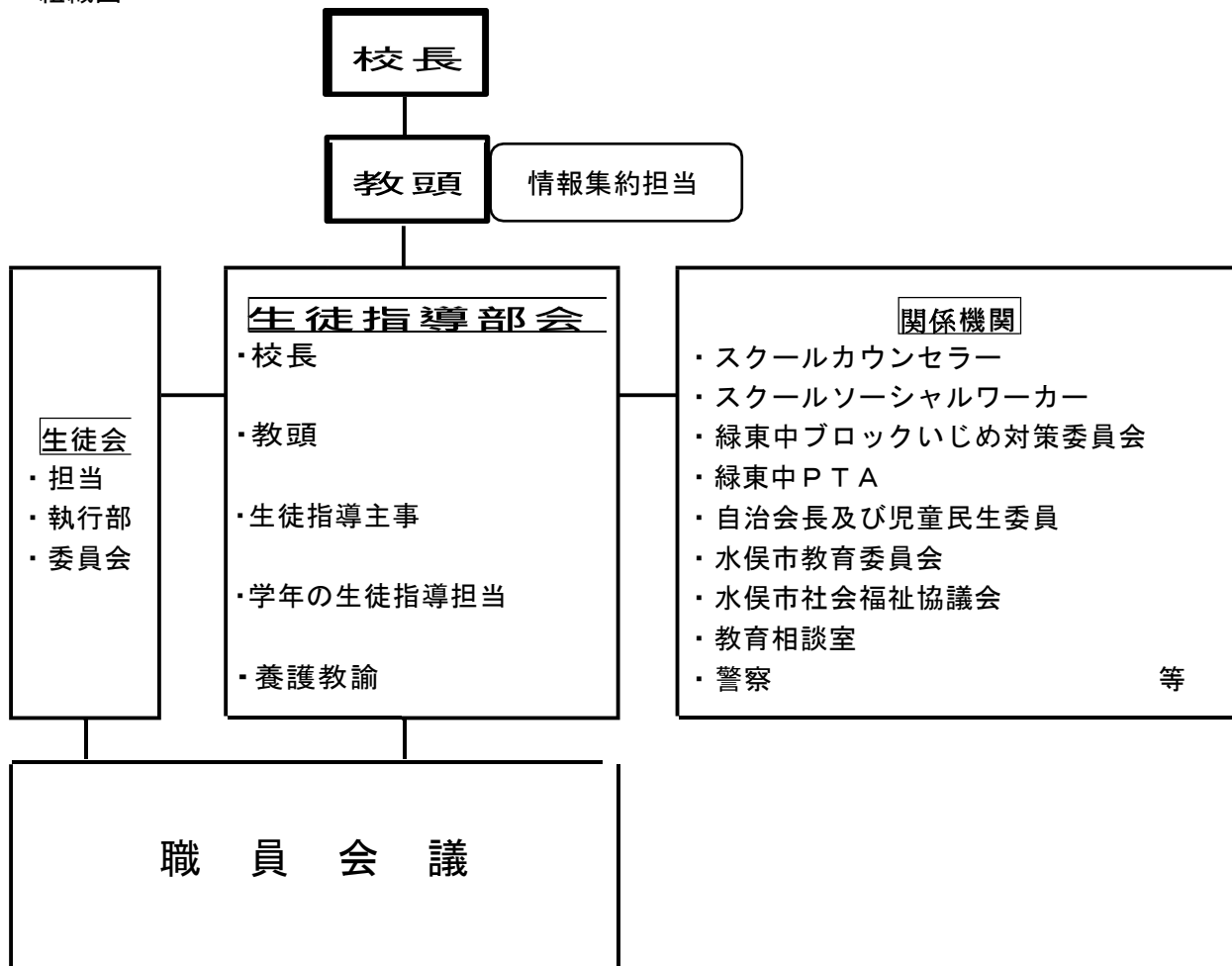
- ① 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(3) 校内体制に基づく組織的な取組

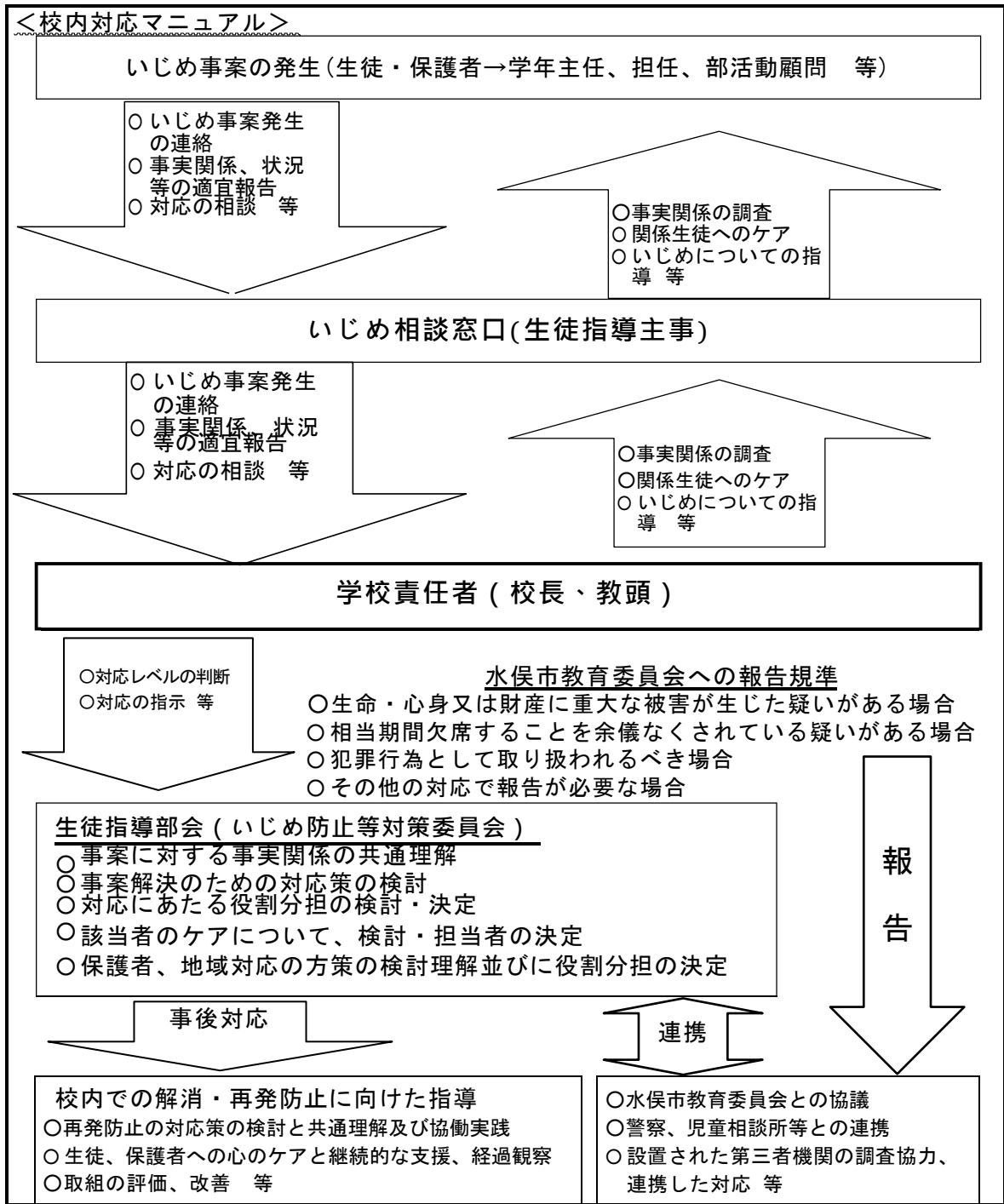
ア 学校におけるいじめの防止等の施策のための組織（推進法22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする

イ 組織図



ウ 校内対応マニュアルの策定



校長・教頭に報告後、その指示に従い生徒指導主事と関係者が連携しながら対応にあたる。

- ① 学級のみに関する問題…担任及び学年部、生徒指導主事
- ② 学年間にまたがる問題…各担任及び学年部、生徒指導主事
- ③ 他校生との問題……………校長、教頭、担任及び学年部、生徒指導主事
- ④ 部活動での問題……………部活動顧問、部活動主任、各学年部、生徒指導主事
- ⑤ 関係機関に協力を要請する問題…校長、教頭、各担任及び学年部、生徒指導主事
- ⑥ 報告書の作成……………生徒指導主事が作成（教頭点検後校長に提出）

エ 協働的な生徒指導体制の構築

(ア) 生徒指導部会

定期的に実施する。生徒の動きを事前に予測し、指導が後手にならないように事前の指導に心がける。各学年会と連携する。

(イ) 生徒理解

毎週水曜日の校内研修前に実施する。生徒の様子や指導内容を報告し合い、全職員で指導に当たる体制づくりを行う。

オ 教育相談体制の構築

(ア) アンケート「心の窓」及び「心のアンケート」と教育相談の実施

a 実施方法

- ① 「心の窓」は年3回、アンケートは教育相談の1週間前に実施、記名式で実施。「心のアンケート」は年1回、無記名で実施。
- ② 教育相談は「心の窓」のアンケートをもとに全員実施。担任または生徒が希望した教師が行う。
- ③ 「心のアンケート」で「いじめがあった」と回答があった場合は、全生徒を対象に教育相談を実施する。

b 実施時期

- ① 「心の窓」は6月、10月、2月の計3回
- ② 「心のアンケート」は12月の1回

カ 教師と子どもが向き合うことのできる体制づくり

(ア) 校内研修

- ① 学校で教師と子どもが向き合う中心になる時間が授業である。教師は生徒一人一人が授業に参加して「わかった」と学ぶ喜びを感じるための教材研究を深めなければならない。
- ② 授業において、生徒同士がお互いの意見を尊重し、協力し合って課題を解決できるよう生徒同士をつなぐコーディネーターとしての技能を高めなければならない。
- ③ 教職員の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める研修を行う。

(イ) 特別活動

- ① 部活動や委員会活動は生徒が主体になって行う活動である。教師主導ではなく、生徒が主となって活動できるよう、教師は支援する技能を身に付けなければならない。
- ② 生徒が自信を持ち、積極的な取組を計画・実践できるよう、生徒が主体的に計画した取組を認め尊重し、教師の意見も取り入れながらも、全職員協力し、一緒に取り組んでいく意識を持たなければならない。

(3) 地域・家庭との連携

- ① 定期的な学級・学年だよりや学校通信の発行
- ② P T A 活動及び地域行事への積極的な参加

(4) 関係機関との連携

ア スクールカウンセラー

- ① 被害生徒のカウンセリングやその保護者の相談を行い、心のケアを図る。
- ② 被害生徒とその保護者へのかかわりについて、学校へ助言を行う。
- ③ 加害生徒やその生徒の保護者についても必要に応じて相談にのる。

イ スクールソーシャルワーカー

- ① 被害生徒本人や取り巻く環境の情報を収集し、分析し、機関間のネットワークを構築する
- ② ケース会議などを通じて、機関間で役割を分担し、最善の対応ができるよう、関与する人々や機関間の方針や考え方の調整や仲介を図る。

ウ 警察

- ① 重大事態が発生した場合に協力を願う。
- ② インターネット等によるいじめ防止の保護者、生徒向けの講話を依頼する。